

琉球大学教育学部規程

1972年3月17日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、琉球大学教育学部（以下「本学部」という。）の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第1条の2 本学部は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(課程)

第2条 本学部に、学校教育教員養成課程を置く。

(学部の教育理念・目的)

第2条の2 本学部は、教科に関する知識及びカリキュラムを構成する力に支えられた授業力並びに他者と対話しながら教育課題に向き合って学びの場をコーディネートする力を、関連諸分野の学修・研究及び多様な現場実践を通して習得させることにより、次の各号に掲げる人材を養成することを目的とする。

- (1) 子ども及び教育に関する臨床的課題に気づき、その解決に取り組むことができる教員
- (2) 学校の内外で、学校教育の一貫性を見据えて総合的に連携・協働に取り組むことができる教員
- (3) 学習指導及び生活指導を両輪とする実践力のある教員

(教育組織)

第3条 学校教育教員養成課程に、教育上の組織として次の各号に掲げるコースを置く。

- (1) 小学校教育コース
- (2) 中学校教育コース
- (3) 特別支援教育コース

2 小学校教育コースに、次の表に掲げる専攻及び専修を置く。

専攻	専修
学校教育専攻	教育実践学専修，子ども教育開発専修
教科教育専攻	国語教育専修，社会科教育専修，数学教育専修，理科教育専修，音楽教育専修，美術教育専修，保健体育専修，技術教育専修，生活科学教育専修，英語教

	育専修
--	-----

3 中学校教育コースに、次の表に掲げる専攻及び専修を置く。

専攻	専修
教科教育専攻	国語教育専修，社会科教育専修，数学教育専修，理科教育専修，音楽教育専修，美術教育専修，保健体育専修，技術教育専修，生活科学教育専修，英語教育専修

4 特別支援教育コースに、次の表に掲げる専攻及び専修を置く。

専攻	専修
特別支援教育専攻	特別支援教育専修

(入学時の学生人員)

第4条 学校教育教員養成課程におけるコース及び専攻の入学時の学生人員は、次の表に掲げるとおりとする。

課 程	コース	専攻	学生人員
学校教育教員 養成課程 (140)	小学校教育コース	学校教育専攻	50
		教科教育専攻	45
	中学校教育コース	教科教育専攻	35
	特別支援教育コース	特別支援教育専攻	10

(教員組織)

第5条 本学部に、第3条第2項から第4項までに規定する専修を運営する教員組織として次の表に掲げる教室を置く。

専修	教室
教育実践学専修	教育実践学教室
子ども教育開発専修	子ども教育開発教室
国語教育専修	国語教育教室
社会科教育専修	社会科教育教室
数学教育専修	数学教育教室
理科教育専修	理科教育教室
音楽教育専修	音楽教育教室
美術教育専修	美術教育教室
保健体育専修	保健体育教室
技術教育専修	技術教育教室
生活科学教育専修	生活科学教育教室
英語教育専修	英語教育教室
特別支援教育専修	特別支援教育教室

2 附属教育実践総合センター及び附属発達支援教育実践センターの専任教員は、教育研究に当たって、関連のある教室と連携し、協力することができる。

(共通教育等の授業科目の種類等)

第6条 共通教育及び専門基礎教育の授業科目の種類，単位数及び履修方法は，琉球大学共通教育等履修規程の定めるところによる。

(専門教育の授業科目の区分，種類等)

第7条 専門教育の授業科目の区分は，必修科目，選択科目及び自由科目とする。

2 専門科目は，教職専門科目，教科専門科目，「教科又は教職専門科目」及び特別支援教育専門科目に分ける。

3 授業科目の種類，単位数及び履修方法は，別表のとおりとする。

(授業科目の公示)

第8条 各学期に開講する授業科目，授業時間，単位及び担当教員は，学期の始めに公示する。ただし，臨時に開講する授業科目については，その都度，公示する。

(単位の計算方法)

第9条 専門教育の授業科目の単位の計算方法は，琉球大学学則第20条の規定に基づき次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については，15時間の授業をもって1単位とする。ただし，演習については，教育上必要と認められる場合には，30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(2) 実験，実習及び実技については，30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 卒業論文については，各コース又は専修の定めるところによる。

(卒業の要件)

第10条 本学部の学生が卒業するためには，本学に4年以上在学し，別表に規定する単位を取得しなければならない。

2 教育学部教育実習委員会（以下「実習委員会」という。）は，本学部の学生が別表に掲げる登録条件を満たしている場合であっても，教職実践に関する科目の履修等取扱要項（以下「要項」という。）で定めるところにより，実習委員会が管轄する教職実践に関する科目（以下「教職実践科目」という。）の登録を保留することができる。

3 教授会は，本学部の学生に病気・障害等の特段の理由があると認められる場合は，要項で定めるところにより，教育実習及びその事前事後指導科目（以下「教育実習等科目」という。）並びに教職実践演習に代えて教授会が指定する科目（以下「代替科目」という。）を当該学生に履修させることができる。

4 前項の場合においては，教職実践科目を除く実習，実験，調査等の科目のうちから代替科目を指定し，教育実習等科目及び教職実践演習で付与される単位数と同単位数を新たに履修させなければならない。

(卒業の判定)

第 11 条 卒業資格の判定は、教授会が行う。

(転学)

第 12 条 本学部の学生で、他大学へ転学を希望する者があるときは、指導教員を経て、学部長の許可を得なければならない。

(転学部)

第 13 条 転学部については、琉球大学転学部、転学科、転課程に関する規程の定めるところによる。

(転コース・転専攻・転専修)

第 14 条 転コース、転専攻及び転専修については、前条を準用する。

(指導教員)

第 15 条 学生の勉学その他の相談に応ずるため、各専修の各年次に指導教員を置く。

附 則

- 1 この規程は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に在学する者に係る教育課程に関しては、第 6 条の規程にかかわらず、この規程施行の際、現に効力を有している本学の諸規定を適用するものとする。

附 則 (昭和 54 年 3 月 19 日)

この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 4 月 1 日)

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 5 月 29 日)

この規程は、平成元年 5 月 29 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 4 月 12 日)

この規程は、平成 3 年 4 月 12 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 4 月 10 日)

この規程は、平成 4 年 4 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 12 月 22 日)

- 1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条及び第 8 条の規程は、平成 6 年度の入学者から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、改正後の第 8 条の規程を、平成 6 年 3 月 31 日に在学する者に（以下「在学学生」という。）に適用する。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に改正後の第 6 条及び第 8 条の規定に基づき平成 6 年度以降の入学者のために開設される授業科目を履修させる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修

とみなし、単位を与える。

附 則（平成 9 年 6 月 4 日）

- 1 この規程は、平成 9 年 6 月 4 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 9 年 3 月 31 日に教育学部の小学校教員養成課程及び中学校教員養成課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 教育学部の小学校教員養成課程及び中学校教員養成課程は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 9 年 3 月 31 日に教育学部の当該課程に在学する者がいなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成 9 年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成 10 年 12 月 16 日）

- 1 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年 3 月 31 日に教育学部の学校教員養成課程、養護学校教員養成課程及び総合科学課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 教育学部の養護学校教員養成課程及び総合科学課程は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日に教育学部の当該課程に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 前 2 項の規程にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成 11 年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成 14 年 12 月 11 日）

この規程は、平成 14 年 12 月 11 日から施行する。

附 則（平成 15 年 1 月 15 日）

この規程は、平成 15 年 1 月 15 日から施行する。

附 則（平成 16 年 11 月 24 日）

1. この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 17 年 3 月 31 日に教育学部に在学していた者については、なお従前の例による。
3. 第 2 項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成 17 年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成 17 年 11 月 30 日）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 6 日）

1. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 19 年 3 月 31 日に教育学部に在学していた者については、なお従前の例による。
3. 第 2 項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成 19 年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成 19 年 6 月 27 日）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 17 日）

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日に教育学部の学校教育教員養成課程の教育学専修、学校心理学専修及び児童教育専修並びに生涯教育課程の日本語教育コース及び情報教育コースに在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 教育学部の学校教育教員養成課程の教育学専修、学校心理学専修及び児童教育専修、並びに生涯教育課程の日本語教育コース及び情報教育コースは、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に教育学部の当該専修又はコースに在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成 21 年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日）

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日に生涯教育課程の各コースに在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 生涯教育課程の各コースは、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該コースに在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成 29 年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成 30 年 月 日）

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成 30 年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成 31 年 月 日）

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成 31 年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。